

2019 年 9 月 20 日
北伊勢上野信用金庫

後見支援預金取扱開始について

北伊勢上野信用金庫（三重県四日市市、理事長 市川克美）は、後見制度を利用しているお客さまや利用を検討されているお客さまに対して「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

なお、本取組みは、三重県信用金庫協会の 3 金庫（北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、紀北信用金庫）が共同で取り扱うもので、県下 3 金庫で取り組むことにより、広域的に地域の皆さまの財産を守り、利便性を高めることを目的としています。

記

1. 商品名 「後見支援預金」
2. 取扱開始日 2019 年 9 月 20 日（金）
3. 本商品の特徴
 - 「後見支援預金」は、後見制度（成年後見または未成年後見）による支援を受ける方（ご本人）の財産を安全・適切に管理できる普通預金です。
 - 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として家庭裁判所の「指示書」にもとづき別口座で管理します。
 - 後見支援預金口座における払戻や解約には、家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となり、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しを防止でき、お客さまの財産をお守りできます。

4. 「後見支援預金」の概要

取扱店	全店
対象預金	普通預金
利用対象者	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方（保佐人・補助人・任意後見人は対象外）
口座開設	「指示書」（家庭裁判所発行）にもとづき開設
口座開設手数料	なし
入金	制限なし ※公共料金等の自動支払い、給与・年金等の自動受取は不可
払戻し・解約	「指示書」（家庭裁判所発行）にもとづき払戻し・解約
キャッシュカード発行	不可
ATM 取引	不可
定額自動送金	「指示書」（家庭裁判所発行）がある場合は、定額送金が可能

以 上

（本件に関するお問合せ先）

担当	北伊勢上野信用金庫 業務部（禮場・森口）	TEL 059-354-9971
----	----------------------	------------------